

## 平成25年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成25年(2013年)6月27日(木)

午後2時～午後2時50分

場所 平塚市美術館 研修室

- 1 出席者 小笠原会長、小室委員、須藤委員、高橋委員、玉谷委員、久保田委員、松井委員、小林委員、添田委員、出縄委員、小簿委員、綾部委員  
以上委員12名  
(欠席者：竹村委員、以上1名)

事務局：石田健康・こども部長、古矢保険年金課長、浦田課長代理、吉川課長代理、村田主事、清水主事補

- 2 傍聴者 なし

### 3 開 会

前会長及び職務代理者が辞任したため、古矢保険年金課長が会長選出までの間進行役で開会する。

### 4 委嘱状の交付

木川副市長から新たに平塚市国民健康保険運営協議会委員に就任された2名の委員に委嘱状を手交、委員就任のお礼の挨拶をした。

### 5 委員及び事務局職員の紹介

### 6 会長選出

平塚市国民健康保険運営協議会規則第3条第1項の規定により、会長は公益を代表する委員のうちから選出されることになっており、小笠原委員が選出された。

### 7 審 議

(小笠原会長が会長就任の挨拶をし、会議の進行を始める。)

小笠原会長は、平塚市議会議員の出縄委員を会長職務代理者に指名し、全員一致で了承された。

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長：議題(1)「平成25年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算について」を、議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

《事務局は、事前配布の資料1を使って説明した。》

事務局：それでは、すでに皆様に送付させていただいております配布資料の資料1を御覧ください。1ページ目が歳入、2ページ目が歳出となっています。また、3ページ目と4ページ目は歳入と歳出の当初予算総括表で、参考資料としてさせていただきましたが、本日はこちらも少し確認していただきながら、説明させていただきます。

平成25年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算につきましては、今年1月31日に開催した平成24年度第3回運営協議会において、「平成25年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針（案）」の中で説明させていただいた内容で、3月議会で承認を得られております。従いまして本日は、配布させていただいた資料の見方の説明と、前年度と予算額等がある程度増減しているところについてだけ簡潔に説明させていただきます。

まず、3ページの「歳入」と4ページの「歳出」の総括表を御覧ください。この表を見ていただきますと、各ページの左の欄外に振られています数字は、各科目の款になっております。款の下にある一文字ずれたものが項、もう一文字ずれたものが目、もう一文字ずれたものが節となっております。各科目を細かく分けて見ていただくことができます。

予算科目につきましては、平成25年度は24年度と同じで、特に新しい科目などは設けておりません。

それでは次に、前年度と予算額等がある程度増減しているところなどについて説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

歳入の1款・国民健康保険税ですが、平成25年度は66億3,984万2千円で、前年度に対し額で2億4,986万1千円、率で3.6%の減となっています。

25年度は、被保険者数の推計で、一般被保険者、退職被保険者等及び介護保険第2号被保険者は減少し、また、前期高齢者数は増加して被保険者の高齢化も進みますので、課税標準額の減少等により、保険税収入は減少すると見込んでおります。

続いて、3款・国庫支出金は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金等の交付見込額として54億5,937万1千円を計上しています。前年度に対し額で3億1,299万6千円、率で5.4%の減となっています。

それでは、3ページの参考資料、左の欄外に3と振られた科目の国庫支出金、その下の国庫負担金、もうひとつ下の療養給付費等負担金（現年度分）を御覧ください。

療養給付費等負担金は、一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費及び移送費、並びに後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金及び介護納付金に対する定率国庫負担金です。平成24年度から負担割合が34%から32%に引き下げられましたが、24年度当初予算編成には間に合わず、34%で推計しておりますので、24年度に対し25年度は、額で3億6,615万4千円の減となっています。24年度の予算につきましては、1年間の歳入・歳出の全体の額が見えてくる平成25年の3月補正で、歳出の一般被保険者高額療養費の増額補正及び介護納付金の減額補正、並びに歳入の前期高齢者交付金の増額補正に伴い、負担割合を32%で再度推計し、減額補正しております。

なお、この2%の減額分につきましては、平成24年度から県の財政調整交付金が引き上げられております。

また、療養給付費等負担金（過年度分）につきましては、前年度の実績報告による精算の結果、本来いただける分に不足があった場合に交付を受けるための科目として設けてあります。

それでは、また1ページに戻りまして、

5款・前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える保険者に対する交付金で、73億1,284万9千円を見込んでいます。前年度に対し額で8億2,128万5千円、率で12.7%の増となっています。

6款・県支出金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金等の交付見込額として15億2,629万9千円を計上しています。前年度に対し額で3億1,990万7千円、率で26.5%の増となっています。

また、3ページの参考資料、左の欄外に6と振られた科目の県支出金・県補助金の県財政調整交付金を御覧ください。

県財政調整交付金は、一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費及び移送費、並びに後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金及び介護納付金に対する定率補助金部分があります。平成24年度からその補助割合が6%から8%に引き上げられましたが、24年度当初予算編成には間に合わず、6%で推計しておりますので、24年度に対し25年度は、額で3億1,952万9千円の増となっています。24年度の予算につきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金と同様に、平成25年の3月補正で補助割合を8%で再度推計し、増額補正しております。

また、1ページに戻りまして、7款・共同事業交付金の31億3,896万5千円は、高額医療費共同事業に係る交付金と保険財政共同安定化事業に係る交付金です。前年度に対し額で1億6,197万2千円、率で5.4%の増となっています。

共同事業交付金の内、保険財政共同安定化事業は、市町村の国民健康保険財政の更なる安定化を図るための共同事業で、各市町村の拠出金で賄われます。具体的には1件当たり30万円を超える医療費のうち8万円を超え80万円未満の部分について、一定率の交付基準額が交付されます。この事業につきましては、平成27年

4月1日から、事業対象がすべての医療費に拡大されることとなります。

続きまして、2ページを御覧ください。

歳出の2款・保険給付費の200億4,719万2千円ですが、前年度の実績などを勘案し、療養給付費の一般及び退職被保険者等の保険者負担見込額、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、神奈川県国民健康保険団体連合会が行っている診療報酬明細書の審査と、各療養機関への支払事務に係る手数料等を計上しております。

保険給付費全体では、前年度に対し額で4億7,964万1千円、率で2.5%の増となっております。

続いて、3款・後期高齢者支援金等の40億5,673万3千円は、社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金やその事務費拠出金を計上しています。前年度に対し額で1億7,501万7千円、率で4.5%の増となっています。

前年度に対して、比較的予算額の増減の大きなところなどについて説明させていただきました。

以上、平成25年度国民健康保険事業特別会計の予算規模は、前年度に対し、額で7億6,300万円、率で2.7%増の295億800万円となっています。

以上で説明を終わらせていただきます。

《特に意見質疑もなく、議題(1)「平成25年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算について」は、終わる。》

会 長：議題(2)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)～特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等について～」を、議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

《事務局は、資料2を用いて説明した。》

事務局：それでは、事前に配布いたしました資料2の1ページを御覧になりながら御聞きください。

まず、前回の平成25年1月31日の平成24年度第3回の運営協議会で説明させていただいた特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等の2点について、平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例が、改正の根拠となります地方税法の一部を改正する法律の成立に合わせ、3月30日公布、4月1日か

ら施行されましたことを報告させていただきます。

このことにつきましては、前回の運営協議会から少し時間が経っておりますことと、また、今回の運営協議会では2名の委員の方が変わっておりますので、もう一度改正の要点から説明させていただきます。

この度の改正は、国民健康保険税に関して、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設されたことに伴って執られた保険税の軽減特例措置の延長等の2点についての改正となります。

一つは、保険税の軽減制度に係る特例になります。所得が一定以下の世帯に対しては、保険税の応益割について7割、5割、2割の軽減があります。7割軽減は33万円以下の世帯という要件だけですが、5割、2割軽減は、軽減判定所得の算定が被保険者数によって違ってきます。そこで、後期高齢者医療制度が創設されたことに伴って、すでに軽減を受けている世帯で、国保から後期高齢者医療制度への移行により世帯の国保被保険者が減少する場合、5年間従前と同じ軽減が受けられるよう、国保の被保険者でなくなった者を含めて軽減判定所得の算定をする特例措置ができました。この措置について、5年という期限を区切らないで恒久化するというものです。これが一つ目の改正になります。

二つ目は、世帯別平等割に係る配慮になります。後期高齢者医療制度には、国保と同じ所得割と均等割はありますが、世帯別平等割はありません。そこで、やはり後期高齢者医療制度が創設されたことに伴って、二人世帯で一人が後期高齢者医療制度に移行し、もう一人が国保に残った世帯について、世帯別平等割額を5年間その半分の2分の1を減額する特例措置ができました。

この措置は、御夫婦で旦那さんが後期高齢者医療制度に移行し、奥さんが国保に残られた場合を想定して設けられたもので、御夫婦の年齢差は4歳ぐらいで、5年もすれば奥さんも後期高齢者医療制度に移行するだろうという趣旨でした。実際には5年経ってもまだ国保に残られる方がいることから、この激変緩和措置については延長し、最初の5年間は2分の1を減額する現行の措置に加え、更にその後3年間は4分の1を減額するものであります。

改正前の地方税法に規定された特定世帯等に係る国民健康保険税の二つの特例措置には、5年間という期間が定められていました。平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設されたことに伴ってこの特例措置を受け、その後継続してこの特例措置を受けられている場合、最も早いケースでは、平成25年3月31日で特例措置の期間が終わることになっていました。

今説明しました二つの特例措置の改正が、平成25年1月29日に閣議決定された国民健康保険に係る平成25年度税制改正の大綱の内容で、実際にこのとおり地方税法の改正が行われました。しかし、前回の運営協議会が開催された1月31日では、地方税法の改正法案は出されておらず、例年から法律の成立する時期は3月末、施行は4月1日と見込まれました。したがって、法律の成立を待って条例改正したのでは、当運営協議会に諮問し、答申をいただき、市議会定例会に上程して承

認をいただく時間は無く、4月1日の施行には間に合いません。そこで今回は、市長の専決処分とし、3月30日付けで「平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を公布させていただきました。

ここまでの経過についてもう少し詳しく説明させていただくと、前回1月31日の運営協議会后、国民健康保険税条例の改正について、会長の了承のもと、運営協議会から平塚市長に同日付で「地方税法等の一部改正が行われたときには、地方税法等と本市国民健康保険税条例に齟齬が生じないように直ちに適切な措置を執ること。」という建議を行いました。この建議の写しにつきましては、前回の運営協議会から委員の皆様には送付させていただいております。

その後、国民健康保険税の二つの特例措置の改正につきましては、3月5日に「地方税法の一部を改正する法律案」に盛り込まれ、国会に提出されました。

ここで詳細な地方税法の改正案ができましたので、これに基づき「平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、3月15日に理事者へ持ち回り庁議で説明、3月19日に正副議長への説明を行ったうえで、3月22日の議会運営委員会において、地方税法の改正日と同日の3月31日までに専決処分を行い、4月1日施行とする説明のとおり取り扱うこととなりました。

なお、国民健康保険税条例の一部改正の専決処分については、5月16日の臨時会で承認されております。

資料2の3ページ目以降は、条例改正の新旧対照表となっております。下線の引かれている部分が改正部分となっております。少し分かりづらいと思いますが、先ほど説明しました二つの特例措置の改正について、条例を改正したものになります。御覧になっておいてください。

以上で説明を終わらせていただきます。

《特に意見質疑もなく、議題（2）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）～特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等について～」は、終わる。》

会 長：議題（3）「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局：事務局としては特に議題はありませんが、次回の運営協議会の開催予定ですが、8月22日の木曜日14時からを予定させていただきたいと思っております。次回につきましては、「平成24年度平塚市国民保険特別会計の決算見込みについて」を行いたいと思っております。また、先程副市長の話の中にありました、社会保障制度改革国民会議が結論を出す期限は8月21日となっております。（国民会議は今後の医療保険をはじめとする社会保障制度の在り方について審議するため、政府に設置された諮問機関です。）

つきましては、その報告書についてお話しできればと考えておりますが、次回運営

協議会の開催予定が、国民会議が結論を出す期限の翌日ですので、間に合うかどうか、まだ分からない状況です。間に合うようでしたら、次回運営協議会で少しお話しさせていただきますと思います。

開催場所に関しては、まだ未定となっております。以上です。

《特に意見質疑もなく、議題（3）「その他」は、終わる。》

会 長：用意された議題は全て終了しましたが、その他に委員の皆様から何か御意見あればお伺いしたいと思います。

委 員：今日の議事とは関係のないことですが、国保ではジェネリックの勧奨のはがき（ジェネリック医薬品差額通知）を出されていますよね。最近、よく患者さんの方から聞かれるのですが、だいたいどれくらいの人数、月に何人程度出しているとか、分っていたら教えて頂きたい。

事務局：はい。ジェネリック医薬品差額通知につきましては、平成23年度の3月から送らせていただいております。初めに送らせていただいたときに、正確な数字を今持っていないのですが、1,000通ちょっと（1,035通）だったと思います。平成24年度からは年2回という形で行わせていただくということで、件数的には6月に発送した分が1,110通、12月に発送した分が876通となっております。ジェネリック通知は慢性疾患の生活習慣病用剤を対象としておりますので、薬を飲まれている方はずっと飲み続けていくという事になります。2回目のジェネリック通知の件数が減ったのは、先に発送した1,110通の方が少しずつジェネリックに変えてくださっており、その方々にはもう送らない形になりますので、少し減ったものと考えられます。ジェネリック通知につきましては、発送を始めるに当たり医師会、薬剤師会に、予め御連絡させていただいた上で行っておりますので、もし回数等を大幅に増やすことなどがあるようでしたら、また御相談させて頂いた上で行っていきたいと考えております。以上です。

《別の委員より質問がある》

委 員：全然違う話なのですが、今日この席に来て思ったのですが、後ろに傍聴席が設けてあります。この会議というのは、広報か何かでこのような会議をやりますよ、傍聴希望の方はどうぞと市民の方に言っているのですがこのような傍聴席があるのでしょうか。傍聴席があっても誰もいないのでは、何なのかなという気持ちがあったのでお聞きしておきたいなと思いました。

事務局：この会議につきましては公開になっておりまして、傍聴席は10席設けさせていただいております。この会議が開催される2週間くらい前から、ホームページの方に情報をアップさせていただいております、本日14時から開催しますという形で周知しております。以上です。

委員：ホームページなんですね。

《別の委員より質問がある》

委員：保険税の徴収率ですけども、全国的にみても60%くらいしか徴収できていないということなのですが、平塚市ではどのくらいの徴収ができているのでしょうか。それについての予算になっていると思うのですが。

事務局：それでは、現年度分の徴収率（収納率）について、数字を述べさせていただきます。徴収率（収納率）は、現年度に課税をさせていただいて徴収できた数なのですが、22年度は88.99%、23年度は88.82%、24年度は89.03%となり、24年度は前年度に比べ0.21%上がっています。

事務局：今言っていたものが保険税の収納率です。現年度分、滞納繰越分の予算を立てるに当たって、まず調定額というものを出すのですが、それに過去の収納率を勘案して見込みの収納率を掛けて、実際に入ってくる金額がこのくらいであると予算を推計しております。以上です。

《他の委員より質問がある》

委員：初歩的な質問になってしまうのですが、25年度当初予算の歳出のほうの6番（款）の介護納付金というところで、説明はあるのですが分かりづらいので、詳しく説明頂ければと思います。国民健康保険のほうから介護納付金という形で出ているというのが分かりづらいです。

事務局：介護保険料につきましては、40歳以上の方がお支払いしていただく形になるのですが、40歳から64歳までの方につきましては、各保険者が（保険税、保険料として）徴収し、介護納付金という形で社会保険診療報酬支払基金に納付しています。（その後、社会保険診療報酬支払基金から各市町村の介護保険に交付金の交付などが行われます。）この介護納付金につきましては、国保に加入している40歳から64歳までの介護保険第二号被保険者に係る介護給付費納付金の見込み額を計上しております。以上です。

《そのほか議題、意見は特になし》

会長：これもちまして、閉会といたします。ありがとうございました。